

知っていますか？新しい喫煙ルール

《実施中》

- 喫煙する際の周囲への配慮義務
- 原則敷地内禁煙 ※学校、医療機関、児童福祉施設、行政機関など

《令和2年4月～》

原則屋内禁煙(店舗や飲食店など全ての施設) ※加熱式たばこも対象



具体的には…

ルール 1

屋外でも家庭でも、
喫煙する際は周囲に配慮を！
(配慮義務)

受動喫煙は、日常のさまざまな場面で起こります。

子どもたちや周りへの気遣いによって、吸わない人の健康被害をなくしましょう。



ルール 2

多くの人が集まる
施設内は禁煙！

多くの人を利用する施設、鉄道、飲食店などの屋内は、原則禁煙となります。

喫煙禁止の場所でたばこを吸うと、30万円以下の罰則が科せられることもあります。

学校や病院、行政機関などは屋内だけでなく敷地内も原則禁煙になっています。



ルール 3

喫煙室がある場合、
標識の掲示が義務付け

所定の条件を満たせば喫煙室を設置することが可能です。その場合、右図のような標識を出入り口などに掲げることが義務化されます。

※標識データは厚生労働省HPからダウンロード可



ルール 4

20歳未満の方は、
喫煙エリアに入れません！

健康への影響が大きい子ども、妊婦、病気を患っている人に配慮するため、20歳未満の方は喫煙エリアへの立ち入りが禁止されます。例えば、飲食店などの従業員が、業務目的でも喫煙エリアへ立ち入ることはできません。



【田原市における受動喫煙の取り組み】

本市では、『公共施設における受動喫煙防止対策指針・実施手引』を令和元年7月に作成しました。市HPに掲載してありますのでぜひ、ご覧ください。

今後も積極的に市の公共施設における受動喫煙防止を図っていきます。

⑩1005224